

セレッソ大阪 試合運営管理規定

第1条（目的）

株式会社セレッソ大阪（以下「当社」という）は、主管試合における観客の安全および快適性を確保し、秩序ある観戦環境を維持することを目的として、「セレッソ大阪 試合管理運営管理規定」（以下「本規定」という）を定める。

第2条（適用範囲）

本規定は、当社が主管する全ての試合における、スタジアムおよびその関連施設に入場し、または入場しようとする全ての者（以下「観客」という）に適用する。

第3条（チケットの転売・譲渡）

- 当社は、当社が主管する全ての試合のチケットについて、Jリーグチケットの機能以外での一切の転売、譲渡、交換、オークション・売買サイト等への出品を禁止する。ただし、紙チケットに関しては、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われない場合については、この限りではない。また、チケット記載情報（氏名・QRコード等）の第三者への貸与・共有を禁止する。
- 上記に違反する行為が確認された場合、当社は当該チケットを無効化し、入場拒否、将来試合の入場禁止、会員資格の停止その他必要な措置を講じることができる。
- 当社は、特定興行入場券の不正転売等を禁ずる法令に基づき、必要に応じて関係機関と連携する。

第4条（持ち込み禁止物）

観客は、当社が特に必要と認めた場合を除き、以下の物品を持ち込んではならない。

- 花火、爆竹、発煙筒、スモーク、ガスホーン、ドローン、銃刀類、ガスボンベ、火器、毒劇物等
- ビン、缶、ガラス容器（内容物を抜いたものを含む）
- 拡声器、ラッパ、ホイッスル、レーザーポインタなどの音響・発光機器
- 政治的、宗教的または思想的主張を表示・連想させる掲出物
- 差別的・侮辱的表現、営利目的・広告表示を含む掲出物
- 風船、紙吹雪、紙テープ、火薬類等の演出物品

7. 三脚等の大型撮影機材、無線装置等
8. ペット（盲導犬・聴導犬を除く）
9. その他、運営責任者が安全確保のために不適切と判断した物品

第5条（禁止行為）

観客は、当社が特に許可した場合を除き、以下の行為を行ってはならない。

1. 紙ふぶき、紙テープ、発煙物（ドライアイス等を含む）の使用
2. 21:00以降の鳴り物の使用
3. 審判・チーム関係者（相手チーム含む）・サポーターへの誹謗中傷・挑発行為・差別につながる一切の行為
4. 未承認のポスター・ビラの配布、募金、署名、調査活動
5. 立ち入り禁止区域への侵入、集団での行進、集団での抗議活動、バス・乗用車止め等
6. 椅子に立ち上がっての観戦
7. フェンス・手すり等に腰掛ける・足を掛ける・身を乗り出しての観戦
8. スタンド内での傘の使用
9. 試合中の動画撮影、その他私的利用の範囲を超える撮影・録音・配信（営利・媒体目的・ライブ配信・指定されたエリア以外での三脚使用等を含む）。ただし、Jリーグ統一ガイドラインに基づき、静止画の撮影は、他の観客や試合運営の妨げとならず、Jリーグ統一ガイドラインその他法令等に違反しない範囲に限り認める。
10. 正当なチケットを所持せずに入場すること
11. フィールドに物を投げ入れる行為、侵入
12. 通路や階段での観戦、立ち止まり、荷物放置
13. 保有チケット枚数を超える荷物での席確保
14. ホームエリアにおけるビジターチームのユニフォーム・ビジターエリアにおけるホームチームのユニフォームおよび応援グッズの着用または使用
15. 抗議行為、デモ、過度な拡声行為など運営を妨害する行為
16. 差別的発言、誹謗中傷、公序良俗に反する行為
17. 喫煙所以外での喫煙（加熱式を含む）
18. 運営スタッフまたは警備員の指示に従わない行為
19. 当社が別途定める観戦マナー＆ルールにより禁止されている行為
20. その他、当社（運営スタッフ、警備員を含む）が、試合の円滑な運営・進行を妨害する恐れや、他人に迷惑または危険を及ぼす恐れがあると認める行為

第6条（入場拒否・退場・払戻し）

1. 当社は、第3条、第4条または第5条に違反した者の入場を拒否し、スタジアム等からの退場等必要な措置をとることができる。
2. 当社は、第3条、第4条または第5条に違反した者に対して、当該違反行為により当社が被った損害の賠償を請求することができる。

3. 当社は、本条第1項に該当する者に対し、その後開催される試合についての入場を拒否することができ、またチケットの返還を求めることができる。
4. 当社により入場を拒否され、またはスタジアム等から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めるることはできない。
5. 当社は、第3条、第4条または第5条に違反した者に対し、以下に定める、いずれかの処分を行う。なお、処分内容は、事案ごとに決定するものとし、必要と判断した場合は、社外有識者等に助言を求めるものとする。
 - a. 永久入場禁止
(当社が主管する試合が実施されるスタジアム等、およびクラブに関連するその他全てのイベント、施設等への今後一切の入場等を禁ずるとともに、ファンクラブ会員については会員資格を剥奪するもの)
 - b. 無期限入場禁止
(試合数や期間を定めない入場等の禁止。当社が主管する試合が実施されるスタジアム等、およびクラブに関連するその他全てのイベント、施設等への処分期間中の入場等を禁ずるもの)
 - c. 試合数を限定した入場禁止
(試合数や期間を定めた入場等の禁止。当社が主管する試合が実施されるスタジアム等、およびクラブに関連するその他全てのイベント、施設等への処分期間中の入場等を禁ずるもの)
 - d. 厳重注意

第7条（機材等の破損）

観客は自己の責任において所有物を使用・保管するものとし、競技中または練習時におけるボールの飛来、選手・審判等の動作その他事由によりカメラ等の所有物が破損した場合でも、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わない。

第8条（例外的な適用除外）

当社が特に必要と認めた場合は、本規定の一部を例外的に適用除外とすることができる。

第9条（本規定の変更）

当社は、変更内容および変更の時期を当社の公式ホームページへの掲載その他当社が適切と認める方法により周知することにより、本規定を変更することができるものとする。

改訂日 2026.1.9